

令和5年度答申第24号
令和5年9月7日

諮問番号 令和5年度諮問第18号（令和5年7月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、令和4年3月31日、本件会社を退職した。

（雇用保険被保険者離職票－2）

- (2) 審査請求人は、令和4年9月12日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、令和4年11月30日付けで、本件認定申請につき、「賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第8条に規定する「事業活動が停止し、再開する見込みがない」とは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和5年2月14日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和5年7月26日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、以下の状況から、本件会社が「事実上の倒産」であったと判定するものであり、本件不認定処分取消しを求める。

- (1) 本件会社代表取締役（以下「代表取締役」という。）から退職時に、まとまったお金が入ったら復職してもらって未払賃金を清算すると言われたが、1年以上経過しても復職の話も清算の話もない。本件会社に収入があっても、1年以上も支払えないというのは「事実上の倒産」と判定せざるを得ない。
- (2) 本件会社の事務所が移転したのは、資金繰りが上手くいかず出て行かざるを得ない状況になったためであり、また、移転先の住所は、代表取締役が自宅として使用していたマンションであることなどの経緯から、「事実上の倒産」である。
- (3) 本件会社は、審査請求人が在職していた当時、銀行等からの数億円の借入金のほか、取引先との間で数千万円の未払金を抱えており、とても返済できる額ではなく、その後も未払金が残ったままと考える。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、本件会社が、「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態に該当するか否かであり、これについては以下の事実が認められる。

- (1) 代表取締役は、令和4年11月2日、A労働基準監督署担当官に対して、以下のとおり申し立てている。

ア 本件会社は、主に、マスクなどの繊維製品の卸売の事業を行っており、代表取締役の主な業務は、法人相手の営業や他の会社のコンサルティング業務であること。

イ 本件会社の事務所の所在地はC地であったが、令和4年8月頃に、D地に移転したこと。

ウ 本件会社が病院のベッドの防水シーツの卸売をしている取引先のE社から、2か月に1回程度、10万円から20万円程度の収入を得ている

こと。また、取引先のF財団からコンサルティング料2000万円が令和4年12月中に入金される見込みであること。今後も事業を停止する見込みはないこと。

- (2) 本件会社の銀行口座には、取引先のE社から、令和4年7月25日に21万8735円、同年9月26日に10万9285円の入金があった。
- (3) 代表取締役は、取引先のG社に対し、防水シート100枚をメールで発注した。当該メールには、本件会社の事務所に関し、「8月末には退出いたしまして、新事務所には来月に」と記載されており、事務所の移転について連絡する内容が含まれていた。
- (4) 代表取締役は、令和4年9月19日、取引先のH社に対し、販売手数料の件と併せて、本件会社の事務所を8月末に退出し、移転先は10月に連絡する旨メールで連絡した。
- (5) 本件会社の郵便は、「C地」から退去した後の事務所の所在地である「D地」宛てに郵送されており、転送期間が「2023. 8. 29迄」と記載されている。

2 審査請求人は、本件会社は賃金を支払えない状態であるから「事実上の倒産」と判定すべきである旨主張するが、上記1のとおり、本件会社は、取引先のE社との間では、ベッドの防水シートの卸売を行い、2か月に1回は取引先のE社から入金があること、代表取締役は、日付は明確ではないものの、メールの文面からすれば令和4年9月に、取引先のG社に対し防水シートの発注をしていること、さらに、本件会社の事務所の移転について取引先に連絡していることなどの事実を総合的に勘案すれば、本件会社について、「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態であると認定することは困難である。

3 したがって、本件会社については、賃確法7条の要件を満たさないことから、本件不認定処分には違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件において、本件会社の事業活動については、以下の事実が認められる。

ア 本件会社は、マスクなど繊維製品の卸売、コンサルティング業務等の事業活動を行っていた会社である。

(電話聴取書)

イ 代表取締役は、令和4年11月2日、A労働基準監督署労働基準監督官に対し、本件会社の事業活動について、E社との取引を継続していること、今後はサプリメントの販売に力を入れようと考えていること等を申し立てている。

(電話聴取書)

ウ E社との取引については、E社から本件会社の銀行預金口座に対し、令和4年7月25日に21万8735円、同年9月26日に10万9285円が振り込まれており、また、G社宛てに「E社様向け」とする防水シートの手配を依頼している。

(預金元帳、入出金明細表、本件会社がG社宛てに送信したメール)

これらの事実を照らすと、代表取締役は事業活動継続の意思を表明しており、少なくともE社との取引に関しては具体的な事業活動も認められるので、本件不認定処分当時、本件会社が事業活動を停止していたと認定することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史